

個答申第 2 号
平成 27 年 2 月 27 日

海津市長 松永 清彦 様

海津市個人情報保護審査会

会 長 野 瀬 徳 之



個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 2 号に該当する事項について (答申)

平成 27 年 2 月 9 日付総第 313 号で諮問のあった件について、審議の結果、
下記のとおり答申します。

記

1. 諮問内容

諮問第 2 号

オンライン結合による外部提供制限の適用除外事項 (条例第 9 条第 1 項第 2 号) について

- 事務の名称 農地台帳公表事務
- 個人の類型 農地所有者、耕作者、所有権以外の使用収益権者
- 個人情報の提供先 農地中間管理機構 (一般財団法人岐阜県農畜産公社)
- 提供する個人情報の内容 農地所有者
 - ・氏名 ・住所
- 所有権以外の使用収益権者
 - ・氏名 ・住所
- 耕作者
 - ・氏名 ・住所

2. 審査会の結論

オンライン結合による外部提供制限の適用除外事項 (条例第 9 条第 1 項第 2 号) として適当と認める。

3. 実施機関の説明要旨

今回の諮問は、平成26年4月に施行された農地法の一部改正に伴い、一筆ごとに農地に関する事項を記録した農地台帳及び地図を作成し、そのデータをインターネット等により一般の市民に対し公開が義務付けられることとなります。本市においては、紙ベースで台帳を管理していることから、電子化しホームページで公開できるシステムの導入が必須となりますが、国が実施する事業により、国が費用を全額負担し、台帳等の電子化を実施することとなりました。

今回の法改正により、農地法施行規則第103条の規定により『農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。』とあり、農地台帳に記録された事項を提供することについて法令で定められているが、オンライン結合にて提供することまでは規定されていないため、今回、オンライン結合にて提供することについて諮問するものである。

本システムに当市の農地台帳の全ての事項を提供することになるが、提供方法は総合行政ネットワークシステム（LGWAN）を利用することでセキュリティを確保している。

提供する情報で、法定項目として定められているものは次のとおりである。

- ①農地の所在、地番、地目及び面積
- ②賃借権等の種類・存続期間
- ③耕作者ごとの整理番号
- ④遊休農地の措置の実施状況
- ⑤貸付けに関する所有者の意向
- ⑥農振法・都市計画法等の区域区分
- ⑦機構が借りている農地かどうか。
- ⑧所有者の住所・氏名
- ⑨所有権以外の使用収益権者の住所・氏名
- ⑩耕作者の住所・氏名

上記のうち①～⑦の項目については『公開用』として一般の利用者が閲覧することができるが、⑧～⑩の項目については、『非公開用』として本市及び岐阜県農地中間管理機構しか閲覧することができない措置が講じられている。

また、データが一元化されているため全国各地の都道府県・市町村・農地中間管理機構が本システムを利用するが、本市のデータを利用するためには、本市農業委員会に対してあらかじめ「情報共有許可申請書」を提出し、農業委員会の許可を得る必要があるため、本市のデータを見ることができるのは、許可した団体に限られるので、他の機関からのアクセスは制限されており、情報セキュリティは確保されている。

4. 審査会の判断理由

実施機関の説明を踏まえ審査会で審議した結果、情報セキュリティ対策は万全に施され、個人の権利利益を侵害することが極めて少ないと判断する。

また、オンライン結合にて情報提供することで業務の効率化や利便性の向上が見込まれるなど、公益上必要性が認められる。

※参照条例

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)により、実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(2) 実施機関が海津市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害することがないと認めるとき。